

会 員 規 程

(目 的)

第1条 この規程は、一般財団法人造水促進センター定款第46条の規定に基づき、会員及び会費に関し、必要な事項を定める。

(会 員)

第2条 会員とは、企業会員、団体会員（地方自治体等、工業用水利用者団体等）及び個人会員をいう。

2 会員は、この法人の事業目的の遂行に協力又は援助するとともに、第6条に掲げる会員会の便益を受けることができる。

(入 会)

第3条 会員に加入しようとする者は、別に定める「会員申込書」に所要事項を記入の上、申し込むものとする。

2 前項により申し込みを行ったものは、理事会の決議を得た上で会員となる。

(退 会)

第4条 会員が退会する場合は、別に定める「退会届」を提出しなければならない。

2 会員に、次に掲げる行為があった場合は、理事会の決議により会員を退会させることができる。

(1) この法人の目的にふさわしくない行為及びこの法人に不利益を及ぼす行為があった場合

(2) 正当な理由なく1年以上会費を納入しなかった場合

(会 費)

第5条 会費は、原則として、次の各号に区分するとおりとする。

(1) 企業会員 年間 20万円

(2) 団体会員 年間 10万円

(3) 個人会員 年間 5千円

2 会費の納入は、毎年7月末日までを原則とする。

3 会員が年度途中で退会した場合は、既納の会費は返還しない。

(会員会)

第6条 会員相互の親睦、融和を図るとともに、造水に関する技術の開発及び実用化への普及促進に寄与するため、この法人に会員会を置く。

2 会員会は、第2条第1項に定める者をもって、その構成員とする。

- 3 会員会の招集は理事長が行う。
- 4 会員会は、原則として毎年1回以上開催するものとする。
- 5 会員会は、次の事業を行うものとする。
 - (1) 造水事業に関する情報の交換及び提供
 - (2) 造水事業に関する懇談会、見学会等の開催
 - (3) その他
- 6 会員会の事務は、この法人の事務局が行うものとする。

附 則

- 1 一般財団法人への移行登記が完了した前日において、財団法人造水促進センターの会員であって、会費の免除を受けていた者については、第5条の会費を免除する。
- 2 本規程は平成22年4月1日から施行する。